（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、閣下の書簡に述べられた提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わって確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年七月十一日に東京で

アメリカ合衆国臨時代理大使
ジェームス・Ｐ・ズムワルト

日本国外務大臣　中曽根弘文閣下

○農林水産省告示第九百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県姫路市安富町皆河字堂ノ尾五〇二の一八から五〇二の二〇まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市青垣町東芦田字紙屋四〇〇の一、四〇一（次の図に示す部分に限る。）、字紙屋奥三三三一の一、三三三二から三三三五まで、三三三六の一から三三三七の一から三三三七の一四まで、三三三八から三三四四まで、三三四四の二から三三四四の四まで、三三四五、三三四六の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字紙屋奥三三三一の一・三三三二・三三三四・三三三七の六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町栗尾字宮ノ向二五四から二五七まで、二六七の一、二六七の一二、二六七の四一、字新戸口六六九、六七〇、六七二、六七三、六七三の一、六七三の二、六七四の二、六七四の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ向二五五から二五七まで・二六七の一二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字新戸口六六九、六七〇、六七二、六七三、六七三の一、六七三の二、六七四の二、六七四の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市中郷字アイタチ一四九の三、字池谷一〇六二、一〇六三、一〇六四の一、一〇六四の三、一〇六五から一〇六九まで、一〇七一、一〇七二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字アイタチ一四九の三（次の図に示す部分に限る。）、字池谷一〇六二、一〇六三、一〇六四の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県姫路市安富町皆河字アワシ九二の八から九二の一〇まで・九二の九二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、九二の一三八から九二の一四五まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県姫路市安富町塩野字向山二一三の二〇、安富町安志字下当田一二九九の六、一二九九の八、一二九九の九、安富町長野字下当田口四四九の一、四四九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山二一三の二〇（次の図に示す部分に限る。）